

高山市第2子以降出産祝金のご案内

お子さんのご誕生、おめでとうございます！
令和5年度から岐阜県では、第2子以降のお子さんが誕生された世帯に対し「10万円の出産祝金」を支給しています。

※申請受付、支給などの事務は、お住まいの市町村が実施します。

※高山市の「子育て支援金10万円（4か月健診時）」、国の「出産・子育て応援交付金5万円（妊娠届出時）+5万円（赤ちゃん訪問時）」とは別に、申請等が必要です。

①次の両方を満たす方が対象です。

□令和5年4月1日以降に、第2子以降を出産した母又はその配偶者で、お子さんの誕生日において高山市内でお子さんと同じの住所を有する方

□第2子以降の誕生日に、そのお子さん以外の児童（18歳に到達して最初の3月31日まで）を養育している方

②支給額は、令和5年4月1日以降に生まれた第2子以降のお子さん1人につき10万円です。

③申請方法は次のとおりです。

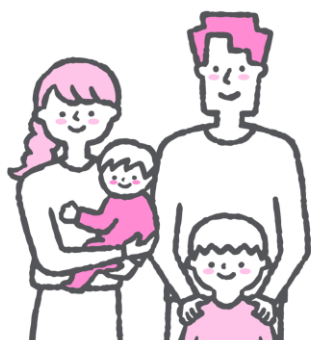
祝金を受け取るには高山市への申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、次の必要書類を添付のうえお子さんの誕生日から6か月以内に申請してください。

- (1)振込先口座確認書類（通帳、キャッシュカードの写し等。高山市から児童手当の支給を受ける口座の場合は不要）
- (2)住民票や戸籍証明書（高山市の住民登録等で対象のお子さんが第2子以降であることを確認できる場合は不要）

新しい制度が始まります

第2子以降出産祝金

お子さん1人あたり
10万円支給します！



対象

令和5年4月1日以降に出生した第2子以降の実子を養育する父または母

この手続きは、オンライン申請に対応しています。

次のURLかQRから手続き、又は電子メールで送信ください

<https://logoform.jp/form/kHVi/314120>



[問合せ・申請受付]

高山市 子育て支援課
第2子以降出産祝金担当

☎0577-32-3333 (内2934・2946)

✉kosodatechien

@city.takayama.lg.jp